

## 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例及び大磯町議会基本 条例の一部を改正する条例

(大磯町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年大磯町条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大磯町議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改める。

第8条を削り、第2条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広報、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の町民の福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 会派及び議員の政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第10条第1項中「政務調査費に係る収入及び支出の報告書」を「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「公文書」を「行政情報」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(議長の調査)

第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が支払ったことを証する領収書等を添付して提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

政務活動費使途基準表

科目	内容
調査旅費及び 研修費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費及び研究会、研修会を開催するために必要な経費又は他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 (旅費、車両借上料、通行料、駐車料、保険料、研修会参加負担金・会費、研修会会場費、研修会講師謝金等)
資料作成及び 購入費	会派及び議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費及び調査研究活動のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (印刷製本代、筆耕・翻訳料、新聞・雑誌購読料、資料購入代等)
広報費	会派及び議員の行う調査研究活動、議会活動及び町の政策等について、住民に報告及び周知するために要する経費 (広報紙発行費、報告書印刷費等)
事務費	会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (消耗品、通信運搬費等)
その他の経費	上記以外の経費で会派及び議員の行う調査研究活動に必要な経費

備考 調査研究費は、交際費的経費、党費及び政党に関する講演会経費に支出することはできない。

第1号様式及び第2号様式中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に、「大磯町議会政務調査費の交付に関する条例」を「大磯町議会政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第3号様式中「政務調査費にかかる収入及び支出の報告書」を「政務活動費に係る収入及び支出の報告書」に、「大磯町議会政務調査費の交付に関する条例」を「大磯町議会政務活動費の交付に関する条例」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

(大磯町議会基本条例の一部改正)

第2条 大磯町議会基本条例(平成21年大磯町条例第14号)の一部を次のよう改正する。

第11条(見出しを含む。)中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大磯町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条

例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の大磯町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

平成 25 年 2 月 15 日提出

提出者 大磯町議会運営委員会委員長 高 橋 英 俊